

2014年3月号 NEWS

山本拓ネットワーク

山本拓国会事務所

TEL. 03-3508-7282 FAX. 03-3507-8727

takunetwork@yamamototaku.jp

<http://yamamototaku.jp/>

自民党福井2区事務所

TEL. 0778-51-8834 FAX. 0778-51-8988

13年度補正予算成立、14年度予算案 衆院可決！

【2013年度補正予算】

2月4日に衆院本会議で可決され、6日に参院本会議で可決、政府案のとおりに成立しました。

予算の規模は5兆4,654億円。4月1日からの5%から8%への消費税引き上げに対応し、経済成長力の底上げと好循環の実現を図るため、①競争力強化(1兆4,184億円)、②女性・若者・高齢者・障害者向け施策(3,005億円)、③復興、防災・安全対策の加速(3兆1,274億円)、④低所得者等への影響緩和、駆け込み需要と反動減の緩和(6,493億円)等を重点化としています。なお、新規国債増発は行いません。

【2014年度予算案】(総額95兆8,823億円)

経済再生・デフレ脱却と財政健全化の両立を目指す予算です。社会保障は前年度比+4.8%、公共事業は+12.9%、エネルギー対策は+13.5%等社会保障の充実や東京五輪やインフラ老朽化対策等の経済対策を充実する一方、国債発行額前年度比1.6兆円減、5兆円を上回る基礎的財政収支改善を実現。2月28日に衆院本会議で可決。今後、参院で審議されます。※2013年度補正予算及び2014年度予算案の詳細は、ネットワークニュース2月号または山本拓HPをご覧ください。

消費者の安全・安心を守る法改正

昨年来、ホテルや百貨店、レストラン等において実際に使用された食材と表示が異なる不適切なメニュー表示が相次いで発覚し、社会問題となりました。自民党農林水産流通・消費対策委員会は、農水省の食品表示Gメンを景品表示法の監視業務に従事させることができるようにする等の対応を政府に提言し、実現しました。

今般、更なる対策として、景品表示法等の改正を行うことになりました。①事業者の法令順守体制の確立(表示の適正管理に必要な措置の義務付け、行政による指針作成、内閣総理大臣の指導・助言・勧告・公表)、②情報提供・連携確保(消費者生活協力団体等から適格消費者団体への情報提供を可能とする、国・地方公共団体・国民生活センター等関係者の相互密接な連携の確保)、③監視指導体制の強化(措置命令権限等の都道府県知事への委任、調査権限の事業所管大臣等への委任を可能にする)等が主な内容です。

我が国の「食」に対する国内外の信頼が確保できなければ、日本食の普及及び国産農林水産物の消費・輸出拡大を通じた国内農業の発展の妨げとなりかねません。今後も適正な表示が確保されるよう、対策を検討してまいります。

地域活性化に資する分散エネルギーおよび関連システム施策

自民党資源・エネルギー戦略調査会地域の活性化に資する分散型エネルギー会議は、昨年度に引き続き、再生可能エネルギーや省エネルギー等の分散型エネルギーシステムを構築するための設備や仕組みの導入等を支援する施策をまとめた「地域活性化に資する分散型エネルギーおよび関連システム施策」集を作成し、自民党HPで公表しました。内容が分かりやすいように図を中心にシンプルなページ構成とし、巻末に電源別の索引も作成する等、昨年度よりも利用しやすくしました。今後、冊子版も作成します。なお、WEB版のURLは山本拓HPに掲載しています。

昨年の参議院選挙公約で自民党は、今後3年間、再生可能エネルギーの最大限の導入促進を行うとしました。また、省エネ・再エネ・蓄電池・燃料電池等を活かした分散型エネルギーシステムの普及拡大及びそれらを活用したスマート・コミュニティのインフラ輸出体制支援強化も公約に掲げており、本施策集はその基礎となる国内での普及とコスト減、技術向上を目指し作成したものです。CO₂等の温室効果ガスによる地球温暖化を食い止めるためには低炭素社会を実現することが不可欠です。新しい産業として地域雇用の創出も期待できますので、今後も分散型エネルギー及びそれに関連するシステムに関する施策の充実を図ってまいります。

平成25年度補正予算
平成26年度予算政府案

地域活性化に資する
分散型エネルギーおよび
関連システム施策

自由民主党 政務調査会
地域の活性化に資する分散型エネルギー会議
資源・エネルギー戦略調査会

漢方薬の原材料(薬用作物)の産地・栽培技術の確立で生産・消費拡大

農林水産省は、漢方薬の原料となる薬用作物等の地域特産作物産地確立支援事業を実施します。

国内の漢方薬の生産金額が拡大する中で、原料となる薬用作物は、今後も需要の拡大が見込まれています。しかし、数十種類にも及ぶ薬用作物は、その8割以上を中国からの輸入に依存しており、中国内の需要増等により、輸入価格が上昇しています。拡大する市場において国内生産を拡充することで、品質の高い国内産の薬用作物を望む漢方薬メーカーの需要に応えられる上に、耕作放棄地の活用や中山間地域の活性化にも資することができます。薬用作物は多くが契約栽培ですので、一定の品質規格をクリアすれば、複数年間需要者の購入が見込まれ、農業の所得向上・経営安定化に大きく貢献することが期待されます。

しかし、産地は何を栽培するのか、種苗はどう入手するのか、どの種類を栽培するのか、どのくらいの需要がありいくらで売れるのか等の課題を抱えています。薬用作物の生産拡大を通じた医福食農連携の実現のために、農水省は、産地固有の諸課題解決に向けた取組を支援します。

■薬用作物産地確立支援事業の成果目標は、当該事業の各実施主体が実施する区域において、当該事業で生産に取り組む薬用作物の栽培面積又は生産量が2010年度に比べ、2016年度までに1.5倍以上に拡大させることです。

■事業内容：①検討会の開催(事業全体の方針・内容の検討、地域に適した品種の選定、進行管理、成果の取りまとめ、情報発信等)、②実証ほの設置(栽培技術の実証・確立、実証に伴う農業機械のリース等)、③農業機械の改良(農業機械メーカーと一体的に行う改良)、④栽培マニュアルの作成。②～④を行う場合、①の開催は必須です。

■事業実施主体：地方公共団体、農業協同組合、公社、農事組合法人、農業生産法人、特定農業団体、その他農業者の組織する団体等。

■補助要件：受益農家及び事業参加者が3戸以上。実証ほ設置の場合は1薬用作物あたり原則5a以上等。

■補助率：定額を補助します。ただし、①及び②の農業機械リースにあっては1/2以内です。

■公募期限：2014年3月18日(火)17時必着。

電気小売業への参入全面自由化へ

(1) 安定供給の確保、(2) 電気料金の最大限の抑制、(3) 需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大を目的に、現在の電力の供給制度を変更する電力システム改革の第2弾となる「電気の小売業への参入の全面自由化」を内容とする電気事業法等の一部を改正する法律案が閣議決定され、国会に提出されました。16兆円の電力市場が変わることで、雇用も生まれます。利用者にとってより良い制度となるよう、慎重に審議いたします。

【概要】①小売参入の全面自由化の実施（家庭等への電気の供給を自由化）により、一般家庭でもどの事業者から電気を買うかを自由に選択できるようになります。②電気の安定供給を確保する措置（周波数維持義務、送配電網の建設・保守義務、供給力確保義務等を各種事業者に義務付け）により、現在の制度下と同様に安定した電気の供給を受けられるようになります。③需要家保護を図る措置（経過措置として現行の一般電気事業者の小売料金規制を継続、契約時説明義務・書面交付義務、苦情処理義務等を事業者に課す等）により、需要家に不利益がないようにします。

「もしも…」に備えて。食料品備蓄ガイド

■農水省は、大規模な災害や新型インフルエンザ等が発生した場合に備えるための「緊急時に備えた家庭用食料品備蓄ガイド」を発表しました。

■2011年3月の東日本大震災では食料調達に3日以上、電気復旧に7日以上、水道復旧に10日以上時間を要した地域がありました。また、新型感染症の発生時には、感染拡大防止等の観点から不要不急の外出は控えることが重要であり、食料品の調達もできる限り避けることが望まれます。

■こうした事態に備えるため、日頃から食料品を始めとする備蓄を行っておく必要があります。食料品は最低でも3日分、可能ならば1週間分が必要になります。その他にもカセットコンロや鍋等の調理器具も準備しなければなりません。それぞれの必要量がどのくらいか、調理の際にどの程度の水が必要か等の備蓄の際の心掛けや、備蓄食を美味しく食べるレシピ等も掲載。巻末には備蓄チェックリストがありますので、ご利用ください。URLは山本拓HPに掲載しています。

知的財産権活用企業事例集 2014



■我が国の中小企業は、革新的な技術の創造と高い技術力を有し、地域経済の担い手として日本経済の根幹を支え、業界での高いシェア獲得や海外市場への進出も進んでいます。

■特許庁は、このような知恵と知的財産権を武器に活躍している全国の中小企業の取組事例を紹介し、中小企業において自己の事業に活かすことができるよう、「知的財産権活用企業事例集2014」を発刊しました。

■139社の取組を業種別に整理。事業の課題毎のインデックスにより類似の課題に直面した際の検索も容易です。福井県内の企業の事例も紹介されています。

■入手方法：①全国56箇所設置の「知財総合支援窓口」で無料配布、②特許庁HPからダウンロード。

アンテナショップ設置で地域活性化

■中企庁（事務局：全国商工会連合会）は、中小企業・小規模事業者がアンテナショップを活用して新たに開発した商品や魅力ある隠れた地域産品を紹介・販売することで商品展開力・販売力の向上等を目指す目的で、アンテナショップの開設を支援します。

■対象事業：①設置運営主体の所在地内で開設し地元産品や他地域特産品等で地域外から人を呼び込むもの、②主体の所在地外で開設し地元産品や他地域特産品等で地域外に販路開拓を行うもの等。6箇月以上開設で常設店舗であることが必要。都道府県等から委託を受けて運営するアンテナショップは対象外。

■応募資格：商工会、商工会議所、都道府県中小企業団体中央会、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、NPO法人等。

■補助率・額：上限1億円、下限500万円で、定額を補助。開設後、事業報告書の提出が必要になります。

■公募期限：2014年3月14日（金）17時必着。

エネルギー使用合理化事業者支援で省エネ！

■エネ庁（執行団体：（一社）環境共創イニシアチブ）は、産業部門のエネルギー消費全体に占め割合が最大であること等の解決のために、国を挙げてエネルギー管理・省エネ設備導入推進を図るため、工場や事業場等における省エネ設備の導入に補助金を交付します。

■対象事業：既設の工場・事業場等における既設設備・システムの置き換え等による省エネ率が1%以上または省エネ量が500kL（原油換算）以上の省エネ事業。技術の先端性や費用対効果等が勘案されます。

■対象設備：上記の省エネに寄与する設備等。設備費以外に設計費、工事費、諸経費も補助対象経費です。

■対象事業者：事業活動を営んでいる法人及び個人事業主。単独実施と共同実施の2種類があります。

■補助率等：補助対象経費の1/3以内。1事業50億円/年度が上限。なお、補助金100万円未満は対象外です。

■公募期限：2014年3月28日（金）17時必着。

CO₂低減に資する融雪設備の導入を補助

■環境省は、地球環境の保全を図ることを目的に、温室効果ガス排出の抑制に資する融雪設備の整備に要する経費の一部を補助します。

■対象設備：①地中熱、地下水熱、温泉熱、下水熱または工場等温排熱を熱源とし、熱交換器やヒートパイプ等により融雪する設備、②バイオマスのみを熱源とするボイラー等で発生した熱を融雪に使用する設備。

■対象事業者：民間企業、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、地方自治体、独立行政法人等。リース事業を活用する場合、リース事業者と共同申請。

■対象経費：上記対象設備及びその付帯設備、当該設備を制御するための機器等の設置に関する工事費、設備費、事務費。撤去費やオプション品等は対象外。

■補助率：補助対象経費の2/3以内。1つの申請の交付額上限は3千万円。交付額50万円未満は対象外。

■公募期限：2014年3月18日（火）17時必着。